

## みやぎスマイルロード・プログラム実施要領

### （目的）

第1 この要領は、宮城県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）におけるボランティア活動を支援し、ボランティア活動の活性化及び地域環境の維持向上と道路通行の安全確保を通して、民間と行政のパートナーシップの構築と住民参加のまちづくりを図ることを目的とします。

### （事業の内容）

第2 県は、県管理道路の一定区間において、清掃や緑化作業などの美化活動等を定期的に行い、良好な道路環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な援助等を行うみやぎスマイルロード・プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。また、県管理道路の全区間を対象として、災害時を含め道路の異常箇所等の情報提供を行う団体等については、スマイルレポーターとして認定します。

### （市町村の協力）

第3 県は、プログラムの実施について、プログラムの対象となる区間（以下「対象区間」という。）が存在する市町村に協力を要請します。

### （プログラム参加者）

第4 スマイルサポーターとしてプログラムへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加希望の対象区間を管理する土木事務所又は土木事務所地域事務所長（以下「所長」という。）にスマイルサポーター認定申込書（別記様式第1-1号）を提出します。この認定申込書を提出できる者は、県管理道路において清掃、緑化作業、除雪作業等のボランティア活動を行い、又は行おうとする個人、団体（NPO、町内会、自治会、商工会、クラブ会員等）若しくは企業とします。

2 スマイルレポーターへの参加希望者は、道路課長（以下「課長」という。）にスマイルレポーター認定申込書（別記様式第1-2号）を提出します。この認定申込書を提出できる者は、道路異常箇所の通報等を行い、又は行おうとする団体（広域的な活動を行っているNPO、クラブ会員、道路利用者団体等）若しくは企業とします。

### （認定及び覚書の締結）

第5 参加希望者からスマイルサポーター又はスマイルレポーター認定申込書を受理した所長又は課長は、当該参加希望者を審査の上、スマイルサポーター又はスマイルレポーターに認定します。

なお、スマイルサポーターの認定に際しては、事前に市町村長の意見を聞くものとします。

2 所長は、スマイルサポーターを認定したときは、スマイルサポーター及び市町村長と速やかに「みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書」（以下「覚書」という。）（別記様式第2-1号）を締結します。

3 課長は、スマイルレポーターを認定したときは、スマイルレポーターと速やかに覚書（別記様式第2-2号）を締結するとともに、その旨を各所長に通知します。

4 所長又は課長は、覚書を締結したときは、認定証（別記様式第3-1～2号）を交付します。

#### （プログラムの対象区間）

第6 スマイルサポーターは、原則として改良済区間若しくは歩道設置済区間又は緑地帯のある区間を対象とし、スマイルレポーターは、県管理道路の全区間を対象とします。

#### （活動期間）

第7 活動期間は、所長又は課長と参加希望者が事前に協議の上定めることとしますが、おおむね1年間とします。

なお、活動期間終了後、覚書の内容に変更がなく継続して参加する場合は、活動期間を更新することができることとします。

2 スマイルサポーターは、覚書の内容を変更する場合は、変更する内容について所長及び市町村長に通知（別記様式第5号）し、異議がない場合は前項なお書きの「覚書の内容に変更がないもの」とみなして扱います。

#### （表示板の設置）

第8 所長は、スマイルサポーターの希望により、スマイルサポーターの氏名等を記載した表示板（別記様式第4号）を、対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置します。

2 設置することができる表示板の数量は、その対象区間が500m未満の場合は1基とし、500m以上1km以下の場合は2基、以後1km増えるごとに1基ずつ増やすことができるものとします。

#### （ボランティア傷害保険への加入）

第9 県は、スマイルサポーターが覚書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、ボランティア傷害保険に加入します。

#### （物品の支給）

第10 所長は、スマイルサポーターに対し、別に定める支給基準のとおり活動に必要な物品を予算の範囲内で支給することができるものとします。

(助言と勧告)

第11 所長は、市町村長と協力し、スマイルサポーターの活動に対して必要な助言、勧告ができるものとしします。

(覚書の解除)

第12 所長は、スマイルサポーターが別記様式第6号により覚書の解除を申し出たとき、スマイルサポーターが覚書の各条に規定する義務を果たしていないと認めるとき又はスマイルサポーターとしてふさわしくないと認めるときは、市町村長の意見を聞いた上でスマイルサポーターの認定を取り消し、覚書を解除することがあります。その場合、第8に基づいて設置した表示板は撤去します。また、スマイルレポーターの場合も、別記様式第6号により覚書の解除を申し出たとき、スマイルレポーターが覚書の各条に規定する義務を果たしていないと認めるとき又はスマイルレポーターとしてふさわしくないと認めるときは、課長は覚書を解除することがあります。

(適用除外)

第13 この要領のうち、第8から第10までの規定は、スマイルレポーターには適用しません。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、みやぎスマイルロード・プログラム事務取扱で定めます。

附 則

この要領は、平成13年11月20日から施行します。

附 則

この要領は、平成16年1月20日から施行します。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行します。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行します。